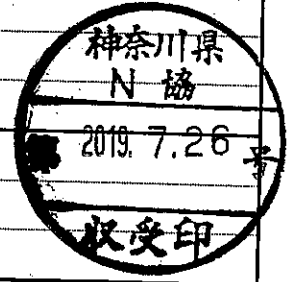


指定特定非営利活動法人指定更新申出書

令和元年7月26日 神奈川県知事殿	主たる事務所の所在地	〒252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘五丁目6番28号 電話 (046) 244 -6915 FAX (046) 244 -6916
	(フリガナ)	トクテイヒエイリカツドウホウジン
	法人の名称	特定非営利活動法人きづき
	(フリガナ)	イワタ フミコ
	代表者の氏名	岩田 文子
	設立年月日	平成22年3月25日
	寄附金が控除対象となる期間	平成26年1月1日 から 令和元年12月31日 まで
	更新申出期間	令和元年5月1日 から 令和元年7月31日まで
	事業年度	4月1日 から 3月31日まで
地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例第9条第1項の規定により指定の更新を受けたいので、申し出ます。		
現に行っている事業の内容 (特定非営利活動に係る事業)		
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業 ②情報収集研修・提供及び広報・地域啓発事業 ③生活困窮者自立支援法に基づく事業 ④その他、この法人の目的を達成するために必要な事業		
(その他の事業) なし		
県内における特定非営利活動を行う地域 座間市		
主たる事務所以外の県内にある事務所の所在地 なし		
その他の参考事項 なし		



指定要件チェック表（第1表）（条例第4条第1項第1号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人 きづき	実績判定期間	2014年4月1日～2019年3月31日
-----	---------------	--------	----------------------

(1) 県内で活動する特定非営利活動法人であること。

チェック欄



特定非営利活動法人の活動地域

	①	②	③	④	⑤	申出日の属する 事業年度
判定の対象となる各 事業年度	2014年4月1日から	2015年4月1日から	2016年4月1日から	2017年4月1日から	2018年4月1日から	2019年4月1日から
	2015年3月31日まで	2016年3月31日まで	2017年3月31日まで	2018年3月31日	2019年3月31日まで	2020年3月31日まで
県内で活動する特 定非営利活動法人 である。	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
活 動 地 域	座間市	同左	同左	同左	同左	同左
備 考	特定非営利活 動に係る事業 ①通所施設の 設置・運営に 関する事業 ②情報収集研 修・提供及び 広報・啓発事 業 ③相談支援に 関する事業	同左	同左	同左	特定非営利活 動に係る事業 ①障害者の日 常生活及び社 会生活を総合 的に支援する ための法律に 基づく指定障 害者福祉サー ビス事業 ②情報収集研 修・提供及び 広報・地域啓 発事業 ③生活困窮者 自立支援法に 基づく事業	同左

b 判断基準 地域の課題の解決に資するもの

特定非営利活動に係る事業が、①又は②に該当すること。又は、①に該当する事業費と②に該当する事業費の合計額が総事業支出額の2分の1以上であること。

① 法人の活動が行政の計画、施策の方向性に沿うものであること。

法人の活動 (具体的な事業)	割合	行政の計画・施策	方向性に沿っている内容・理由
		(省庁・地方公共団体等の名称)	
特定非営利活動に係る事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業 ・多機能型事業所 ・就労継続支援B型事業所「HOPEきづき」 ・就労移行支援事業所「WORKきづき」 ・計画相談支援事業所「PLANきづき」 ・共同生活援助事業所「LIFEきづき」 ・就労定着支援事業所「STEPきづき」 以上の運営	95.5%	座間市第三期・第四期障害福祉計画 (座間市)	座間市障害福祉計画では、基本理念を「ともに生きる 認めあい、支えあいながら、自分らしく生きる力を発揮できるまちをめざして」と定め、「お互いを尊重し理解しあえるまちづくり、自分らしく生きる力を発揮できるまちづくり、支えあい、つながりあいながら自立できるまちづくり、安心して暮らせるまちづくりを目指します。」としている。具体的な取り組みとして、企業等での就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加していくよう、就労継続支援事業等の充実を図る事が掲げられている。当法人では、主に精神に疾患を持っている方に対して、心の安定が得られるような関わりを通して日常生活・社会生活・就労支援を総合的に行い、社会的・精神的自立を支援する事業を行っている。こうした活動は、座間市の施策に合致したものである。
	%		
	%	()	

② 法人の活動が地域の住民等の要望に対応するものであること。

法人の活動 (具体的な事業)	割合	地域の住民等の要望を	対応している内容・理由
		説明する資料	
	%		
	%		
	%		
	%		

(イ) その特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。

a 判断基準 事業の活動の実績と継続的な事業の実施

① 第3条第1項第4号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績がある。

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する 事業年度
	2014年4月1日から	2015年4月1日から	2016年4月1日から	2017年4月1日から	2018年4月1日から	2019年4月1日から
	2015年3月31日まで	2016年3月31日まで	2017年3月31日まで	2018年3月31日まで	2019年3月31日まで	2020年3月31日まで
県内の活動地域における事業の活動の実績	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無

② 継続的な事業の実施が見込まれること。

指定期間中、人的体制、活動資金の見通し等から、継続的な事業の実施が見込まれる。	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
---	--

※ 継続的な事業の実施（見込み）を説明する資料（事業計画等）を添付してください。

b 判断基準 支持されている実績

① 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績がある。

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する 事業年度
	2014年4月1日から	2015年4月1日から	2016年4月1日から	2017年4月1日から	2018年4月1日から	2019年4月1日から
	2015年3月31日まで	2016年3月31日まで	2017年3月31日まで	2018年3月31日まで	2019年3月31日まで	2020年3月31日まで
支持されている実績の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 (行政等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 (行政等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 (行政等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 (行政等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 (行政等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 (行政等)

② 実績の内容

支持されている実績	実績の内容等
・行政等から支持を受けている実績	[内 容] ①座間市相互提案型協働事業 ②座間市社会教育活動推進委託事業「座間市民自主企画講座」 ③座間市社会福祉協議会「年末たすけあい援護金」
	[期 間 等] ①平成27年年度～平成29年度 ②平成25年度、平成26年度、平成28年度、平成30年度 ③平成25年度～30年度

事業計画等

	現在（更新の申出の事業年度）
事業の計画	<p>特定非営利活動に係る事業</p> <p>① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業</p> <p>「多機能型事業」</p> <p>○就労継続支援 B 型事業所 ○就労移行支援事業所</p> <p>内 容： カフェの店舗運営での調理や接客作業を中心に、パソコンでの入力作業や硬式球の修繕作業を通して、通所者の生活リズムや心身の安定に努め、就労への支援につながる通所施設の運営を行う。</p> <p>日 時：月、火、水、木、金（午前 9 時 30 分から午後 4 時） 土（午前 10 時から午後 3 時 30 分）</p> <p>場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘 5 丁目 6 番 28 号</p> <p>従業者人数：9 人</p> <p>受益対象者：主に精神に疾患を持たれた方 20 人</p> <p>支出見込額：23,000,000 円</p> <p>「共同生活援助事業」</p> <p>内 容：地域社会における自立生活の促進を目指す。一般就労又は地域の事業所の日中活動を利用しながら、生活の場提供と日常生活における必要な援助を行います。</p> <p>日 時：通年</p> <p>場 所：神奈川県座間市相模が丘 1 丁目 39 番 1 号</p> <p>従業者人数：5 人</p> <p>受益対象者：精神を患っている方 18 人</p> <p>支出見込額：25,000,000 円</p> <p>「就労定着支援事業」</p> <p>内 容：当事者の職場定着を図る。就労に伴う生活面の問題解決に向けて、企業への訪問や当事者の来所により、生活リズム、家計や体調管理などに関して、連絡調整や指導・助言等の支援を行う。</p> <p>日 時：適時</p> <p>場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘 5 丁目 6 番 28 号</p> <p>従業者人数：2 人</p> <p>受益対象者：就労している精神疾患を患っている方 4 人</p> <p>支出見込額：1,000,000 円</p> <p>「計画相談支援事業」</p> <p>内 容：障害福祉サービスの申請支援やサービス等利用計画案の作成やサービス事業者との連絡調整を行いながら適切なサービス利用に向けての計画やモニタリングを行う。</p> <p>日 時：適時</p> <p>場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘 5 丁目 6 番 24 号</p> <p>従業者人数：2 人</p> <p>受益対象者：精神を患っている方とその家族 45 人</p> <p>支出見込額：1,750,000 円</p> <p>② 情報収集研修・提供及び広報・地域啓発事業</p> <p>内 容：精神疾患等の生活のしづらさについて、広く市民の理解が得られるように広報や啓発事業を実施するとともに、より良い支援が行えるように職員研修及び情報収集を行う。</p>

	<p>日 時：適時 場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘5丁目6番28号 従業者人数：9人 受益対象者：利用者及び一般市民 述べ100人 支出見込額：150,000円</p> <p>③ 生活困窮者自立支援法に基づく事業 内 容：障害福祉サービスを利用していない方で、すぐには一般企業等での就労が困難な方の自立を目指して就労の機会を提供するとともに生活や健康面での支援を行います。生活援護課の自立サポート担当者と連携していく。</p> <p>日 時：未定 場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘5丁目6番28号 従業者人員：1人 受益対象者：一般市民 支出見込額：100,000円</p>	
<p>収支(寄附金を含む)の計画</p>	<p>《収入》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会費収入 150,000円 ・寄附金 500,000円 ・助成金 100,000円 ・障害福祉サービスに関する事業収入 50,000,000円 ・情報収集研修・提供及び広報・啓発事業収入 150,000円 ・生活困窮者事業収入 100,000円 	<p>《支出》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスに関する事業費支出 41,100,000円 ・情報収集研修・提供及び広報・啓発事業支出 150,000円 ・生活困窮者事業収入 100,000円 ・管理費 9,500,000円 ・予備費 150,000円
<p>人員体制の計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会員 50名 (正会員35名、賛助会員15名) ・役員 8名 (理事7名、監事1名) ・職員 17名 (常勤9名、非常勤8名) 	

2年目

事業の計画

特定非営利活動に係る事業

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業

「多機能型事業」

○就労継続支援 B 型事業所 ○就労移行支援事業所

内 容： カフェの店舗運営での調理や接客作業を中心に、パソコンでの入力作業や硬式球の修繕作業を通して、通所者の生活リズムや心身の安定に努め、就労への支援につながる通所施設の運営を行う。

日 時：月、火、水、木、金（午前9時30分から午後4時）
土（午前10時から午後3時30分）

場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘5丁目6番28号

従業者人数：9人

受益対象者：主に精神に疾患を持たれた方20人

支出見込額：24,000,000円

「共同生活援助事業」

内 容：地域社会における自立生活の促進を目指す。一般就労又は地域の事業所の日中活動を利用しながら、生活の場提供と日常生活における必要な援助を行います。

日 時：通年

場 所：神奈川県座間市相模が丘1丁目39番1号

従業者人数：5人

受益対象者：精神を患っている方18人

支出見込額：27,000,000円

「就労定着支援事業」

内 容：当事者の職場定着を図る。就労に伴う生活面の問題解決に向けて、企業への訪問や当事者の来所により、生活リズム、家計や体調管理などに関して、連絡調整や指導・助言等の支援を行う。

日 時：適時

場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘5丁目6番28号

従業者人数：2人

受益対象者：就労している精神疾患を患っている方8人

支出見込額：2,220,000円

「計画相談支援事業」

内 容：障害福祉サービスの申請支援やサービス等利用計画案の作成やサービス事業者との連絡調整を行いながら適切なサービス利用に向けての計画やモニタリングを行う。

日 時：適時

場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘5丁目6番24号

従業者人数：3人

受益対象者：精神を患っている方とその家族60人

支出見込額：2,750,000円

② 情報収集研修・提供及び広報・地域啓発事業

内 容：精神疾患等の生活のしづらさについて、広く市民の理解が得られるように広報や啓発事業を実施するとともに、より良い支援が行えるように職員研修及び情報収集を行う。

日 時：適時

場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘5丁目6番28号

	<p>従業者人数：9人 受益対象者：利用者及び一般市民 述べ100人 支出見込額：200,000円</p> <p>③ 生活困窮者自立支援法に基づく事業</p> <p>内 容：障害福祉サービスを利用していない方で、すぐには一般企業等での就労が困難な方の自立を目指して就労の機会を提供するとともに生活や健康面での支援を行います。生活援護課の自立サポート担当者と連携していく。</p> <p>日 時：未定 場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘5丁目6番28号 従業者人員：1人 受益対象者：一般市民 支出見込額：100,000円</p>	
<p>収支(寄附金を含む)の計画</p>	<p>《収入》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会費収入 170,000円 ・寄附金 510,000円 ・助成金 200,000円 ・障害福祉サービスに関する事業収入 50,500,000円 ・情報収集研修・提供及び広報・啓発事業収入 200,000円 ・生活困窮者事業収入 100,000円 	<p>《支出》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスに関する事業費支出 41,630,000円 ・情報収集研修・提供及び広報・啓発事業支出 200,000円 ・生活困窮者事業収入 100,000円 ・管理費 9,600,000円 ・予備費 150,000円
<p>人員体制の計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会員 54名 (正会員37名、賛助会員17名) ・役員 8名 (理事7名、監事1名) ・職員 17名 (常勤9名、非常勤8名) 	

3 年目

事業の計画

特定非営利活動に係る事業

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業

「多機能型事業」

○就労継続支援 B 型事業所 ○就労移行支援事業所

内 容： カフェの店舗運営での調理や接客作業を中心に、パソコンでの入力作業や硬式球の修繕作業を通して、通所者の生活リズムや心身の安定に努め、就労への支援につながる通所施設の運営を行う。

日 時：月、火、水、木、金（午前 9 時 30 分から午後 4 時）
土（午前 10 時から午後 3 時 30 分）

場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘 5 丁目 6 番 28 号

従業者人数：9 人

受益対象者：主に精神に疾患を持たれた方 20 人

支出見込額：24,100,000 円

「共同生活援助事業」

内 容：地域社会における自立生活の促進を目指す。一般就労又は地域の事業所の日中活動を利用しながら、生活の場提供と日常生活における必要な援助を行います。

日 時：通年

場 所：神奈川県座間市相模が丘 1 丁目 39 番 1 号

従業者人数：5 人

受益対象者：精神を患っている方 18 人

支出見込額：27,200,000 円

「就労定着支援事業」

内 容：当事者の職場定着を図る。就労に伴う生活面の問題解決に向けて、企業への訪問や当事者の来所により、生活リズム、家計や体調管理などに関して、連絡調整や指導・助言等の支援を行う。

日 時：適時

場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘 5 丁目 6 番 28 号

従業者人数：2 人

受益対象者：就労している精神疾患を患っている方 8 人

支出見込額：2,250,000 円

「計画相談支援事業」

内 容：障害福祉サービスの申請支援やサービス等利用計画案の作成やサービス事業者との連絡調整を行いながら適切なサービス利用に向けての計画やモニタリングを行う。

日 時：適時

場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘 5 丁目 6 番 24 号

従業者人数：3 人

受益対象者：精神を患っている方とその家族 60 人

支出見込額：2,760,000 円

② 情報収集研修・提供及び広報・地域啓発事業

内 容：精神疾患等の生活のしづらさについて、広く市民の理解が得られるように広報や啓発事業を実施するとともに、より良い支援が行えるように職員研修及び情報収集を行う。

日 時：適時

	<p>場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘 5 丁目 6 番 28 号 従業者人数：9 人 受益対象者：利用者及び一般市民 述べ 100 人 支出見込額：200,000 円</p> <p>③ 生活困窮者自立支援法に基づく事業 内 容：障害福祉サービスを利用していない方で、すぐには一般企業等での就労が困難な方の自立を目指して就労の機会を提供するとともに生活や健康面での支援を行います。生活援護課の自立サポート担当者と連携していく。</p> <p>日 時：未定 場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘 5 丁目 6 番 28 号 従業者人員：1 人 受益対象者：一般市民 支出見込額：100,000 円</p>	
<p>収支(寄附金を含む)の計画</p>	<p>《収入》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会費収入 190,000 円 ・寄附金 520,000 円 ・助成金 220,000 円 ・障害福祉サービスに関する事業収入 50,700,000 円 ・情報収集研修・提供及び広報・啓発事業収入 200,000 円 ・生活困窮者事業収入 100,000 円 	<p>《支出》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスに関する事業費支出 41,680,000 円 ・情報収集研修・提供及び広報・啓発事業支出 200,000 円 ・生活困窮者事業収入 100,000 円 ・管理費 9,800,000 円 ・予備費 150,000 円
<p>人員体制の計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会員 56 名 (正会員 38 名、賛助会員 18 名) ・役員 8 名 (理事 7 名、監事 1 名) ・職員 17 名 (常勤 9 名、非常勤 8 名) 	

4 年目

事業の計画

特定非営利活動に係る事業

④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業

「多機能型事業」

○就労継続支援 B 型事業所 ○就労移行支援事業所

内 容： カフェの店舗運営での調理や接客作業を中心に、パソコンでの入力作業や硬式球の修繕作業を通して、通所者の生活リズムや心身の安定に努め、就労への支援につながる通所施設の運営を行う。

日 時：月、火、水、木、金（午前 9 時 30 分から午後 4 時）
土（午前 10 時から午後 3 時 30 分）

場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘 5 丁目 6 番 28 号

従業者人数：9 人

受益対象者：主に精神に疾患を持たれた方 20 人

支出見込額：24,500,000 円

「共同生活援助事業」

内 容：地域社会における自立生活の促進を目指す。一般就労又は地域の事業所の日中活動を利用しながら、生活の場提供と日常生活における必要な援助を行います。

日 時：通年

場 所：神奈川県座間市相模が丘 1 丁目 39 番 1 号

従業者人数：5 人

受益対象者：精神を患っている方 18 人

支出見込額：28,500,000 円

「就労定着支援事業」

内 容：当事者の職場定着を図る。就労に伴う生活面の問題解決に向けて、企業への訪問や当事者の来所により、生活リズム、家計や体調管理などに関して、連絡調整や指導・助言等の支援を行う。

日 時：適時

場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘 5 丁目 6 番 28 号

従業者人数：2 人

受益対象者：就労している精神疾患を患っている方 8 人

支出見込額：2,900,000 円

「計画相談支援事業」

内 容：障害福祉サービスの申請支援やサービス等利用計画案の作成やサービス事業者との連絡調整を行いながら適切なサービス利用に向けての計画やモニタリングを行う。

日 時：適時

場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘 5 丁目 6 番 24 号

従業者人数：3 人

受益対象者：精神を患っている方とその家族 60 人

支出見込額：2,800,000 円

⑤ 情報収集研修・提供及び広報・地域啓発事業

内 容：精神疾患等の生活のしづらさについて、広く市民の理解が得られるように広報や啓発事業を実施するとともに、より良い支援が行えるように職員研修及び情報収集を行う。

日 時：適時

	<p>場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘5丁目6番28号 従業者人数：9人 受益対象者：利用者及び一般市民 述べ100人 支出見込額：300,000円</p> <p>⑥ 生活困窮者自立支援法に基づく事業 内 容：障害福祉サービスを利用していない方で、すぐには一般企業等での就労が困難な方の自立を目指して就労の機会を提供するとともに生活や健康面での支援を行います。生活援護課の自立サポート担当者と連携していく。</p> <p>日 時：未定 場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘5丁目6番28号 従業者人員：1人 受益対象者：一般市民 支出見込額：100,000円</p>	
収支(寄附金を含む)の計画	《収入》 ・会費収入 200,000円 ・寄附金 530,000円 ・助成金 230,000円 ・障害福祉サービスに関する事業収入 50,900,000円 ・情報収集研修・提供及び広報・啓発事業収入 300,000円 ・生活困窮者事業収入 100,000円	《支出》 ・障害福祉サービスに関する事業費支出 41,810,000円 ・情報収集研修・提供及び広報・啓発事業支出 300,000円 ・生活困窮者事業収入 100,000円 ・管理費 9,900,000円 ・予備費 150,000円
人員体制の計画	・会員 58名 (正会員39名、賛助会員19名) ・役員 8名 (理事7名、監事1名) ・職員 17名 (常勤9名、非常勤8名)	

5年目

事業の計画

特定非営利活動に係る事業

⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業

「多機能型事業」

○就労継続支援 B 型事業所 ○就労移行支援事業所

内 容： カフェの店舗運営での調理や接客作業を中心に、パソコンでの入力作業や硬式球の修繕作業を通して、通所者の生活リズムや心身の安定に努め、就労への支援につながる通所施設の運営を行う。

日 時：月、火、水、木、金（午前 9 時 30 分から午後 4 時）
土（午前 10 時から午後 3 時 30 分）

場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘 5 丁目 6 番 28 号

従業者人数：9 人

受益対象者：主に精神に疾患を持たれた方 20 人

支出見込額：24,500,000 円

「共同生活援助事業」

内 容：地域社会における自立生活の促進を目指す。一般就労又は地域の事業所の日中活動を利用しながら、生活の場提供と日常生活における必要な援助を行います。

日 時：通年

場 所：神奈川県座間市相模が丘 1 丁目 39 番 1 号

従業者人数：5 人

受益対象者：精神を患っている方 18 人

支出見込額：28,900,000 円

「就労定着支援事業」

内 容：当事者の職場定着を図る。就労に伴う生活面の問題解決に向けて、企業への訪問や当事者の来所により、生活リズム、家計や体調管理などに關して、連絡調整や指導・助言等の支援を行う。

日 時：適時

場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘 5 丁目 6 番 28 号

従業者人数：2 人

受益対象者：就労している精神疾患を患っている方 8 人

支出見込額：2,900,000 円

「計画相談支援事業」

内 容：障害福祉サービスの申請支援やサービス等利用計画案の作成やサービス事業者との連絡調整を行いながら適切なサービス利用に向けての計画やモニタリングを行う。

日 時：適時

場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘 5 丁目 6 番 24 号

従業者人数：3 人

受益対象者：精神を患っている方とその家族 60 人

支出見込額：2,800,000 円

⑧ 情報収集研修・提供及び広報・地域啓発事業

内 容：精神疾患等の生活のしづらさについて、広く市民の理解が得られるように広報や啓発事業を実施するとともに、より良い支援が行えるように職員研修及び情報収集を行う。

日 時：適時

	<p>場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘5丁目6番28号 従業者人数：9人 受益対象者：利用者及び一般市民 述べ100人 支出見込額：300,000円</p> <p>⑨ 生活困窮者自立支援法に基づく事業</p> <p>内 容：障害福祉サービスを利用していない方で、すぐには一般企業等での就労が困難な方の自立を目指して就労の機会を提供するとともに生活や健康面での支援を行います。生活援護課の自立サポート担当者と連携していく。</p> <p>日 時：未定</p> <p>場 所：神奈川県座間市緑ヶ丘5丁目6番28号 従業者人員：1人 受益対象者：一般市民 支出見込額：100,000円</p>	
<p>収支(寄附金を含む)の計画</p>	<p>《収入》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会費収入 200,000円 ・寄附金 550,000円 ・助成金 250,000円 ・障害福祉サービスに関する事業収入 51,000,000円 ・情報収集研修・提供及び広報・啓発事業収入 300,000円 ・生活困窮者事業収入 100,000円 	<p>《支出》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスに関する事業費支出 41,850,000円 ・情報収集研修・提供及び広報・啓発事業支出 300,000円 ・生活困窮者事業収入 100,000円 ・管理費 10,000,000円 ・予備費 150,000円
<p>人員体制の計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会員 60名 (正会員40名、賛助会員20名) ・役員 8名 (理事7名、監事1名) ・職員 17名 (常勤9名、非常勤8名) 	

指定要件チェック表（第3表）（条例第4条第1項第3号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人 きづき
(3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。 ア 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること。 (7) 役員及びその親族等 (イ) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること。 エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと。	
チェック欄 <input type="checkbox"/>	

ア

区 分		項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (b÷a)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (d÷a)
			a	b	c	d	e
①	年月日から年月日まで		人	人	%	人	%
②	年月日から年月日まで		人	人	%	人	%
③	年月日から年月日まで		人	人	%	人	%
④	年月日から年月日まで		人	人	%	人	%
⑤	年月日から年月日まで		人	人	%	人	%
申出日の属する事業年度			8人	0人	0%	0人	0%

(備考) 各欄の人数等は、付表「役員状況」から転記してください。

ウ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている。	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている。	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ

(備考) 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は付表「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

帳簿組織の状況

法人名		特定非営利活動法人 きづき		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間	
総勘定元帳	ソリマチ会計データ管理 (紙ベースで保管)	随時	7年	
現金出納帳	ソリマチ会計データ管理 (紙ベースで保管)	随時	7年	
仕訳帳	ソリマチ会計データ管理 (紙ベースで保管)	随時	7年	
入金・出金伝票	単票	随時	7年	
請求書・領収書綴り	フラットファイル	随時	7年	
領収書(控)	2枚複写伝票	随時	7年	
寄附者名簿	フラットファイル	随時	7年	
給与台帳	フラットファイル	毎月	7年	

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「1週間ごと」等のように記載します。

指定要件チェック表（第4表）（条例第4条第1項第4号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人 きづき
(4) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。	
ア 次に掲げる活動を行っていないこと。	
(7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。	
(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。	
(ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。	
イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。	

チェック欄
○

ア

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/>
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/>
特定の公職の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/>

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
役員職務の内容、職員に対する給与の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/>
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡とその他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/>

役員等に対し役員を選任その他当 法人の財産の運用及び事業の運営 に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及び アの活動を行う者又は特定の候補 者もしくは公職にある者に対する寄 附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(備考) 付表「役員等に対する報酬等の状況(第4表)付表1」及び「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表)付表2」を記載し添付してください。

役員等に対する報酬等の状況（第4表）付表1

法人名 特定非営利活動法人 きづき

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係（注1）にある者（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注1）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

1 役員報酬の支給

氏名	職名	支給期間等	支給金額
[Redacted]	理事長	2019年4月1日から2019年7月30日まで	円 (役員報酬) 円/(給与)1,200,000円/(手当) 円
	理事	2019年4月1日から2019年7月30日まで	円 (役員報酬) 円/(給与)286,000円/(手当) 円
	理事	2019年4月1日から2019年7月30日まで	円 (役員報酬) 円/(給与)1,160,000円/(手当) 円
			円 (役員報酬) 円/(給与) 円/(手当) 円

2 役員親族等（注2）である職員に対する給与の支給

受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
なし			円
			円
			円
			円
			円
			円

（注2）「役員親族等」とは、役員配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます。（「特殊の関係」は（注1）参照）。

3 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	2019年4月1日 ～ 2019年7月30日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
14人	9,845,540円	

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

3 支出した寄附金 (申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
社会福祉法人 共同募金会	横浜市神奈川区沢渡 4-2	2,000 円	H30.10.10	
座間市社会福祉協議会	座間市緑ヶ丘 1-2-1	2,000 円	H30.12.10	

指定要件チェック表（第5表）（条例第4条第1項第5号及び第6号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人 きづき					
<p>(5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所及び県内の事務所（県内の事務所がない場合にあつては主たる事務所）において閲覧させること。</p> <p>ア 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>イ 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p> <p>ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類</p> <p>カ 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類</p>	チェック欄	○				
	<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させることに同意する。</p>		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">同 意</th> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> する</td> <td><input type="checkbox"/> しない</td> </tr> </table>	同 意		<input checked="" type="checkbox"/> する
同 意						
<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない					
1	<p>(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿）</p> <p>(2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）</p> <p>(3) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）</p>					
2	<p>(1) 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類</p> <p>(2) 条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p>					
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
4	前事業年度の役員報酬、又は職員給与の支給に関する規程					
5	<p>I 次の事項を記載した書類</p> <p>(1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>(2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>(3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>(4) 寄附者（役員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>(5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>(6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>II その他規則で定める書類（条例第4条第1項第3号から第6号まで（第3号イに係る部分を除く。）及び第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類）</p>					
6	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					
<p>（備考） 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、当該細則（社内規則）等を添付してください。</p>						

(6) 次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。

チェック欄

- ア 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- イ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ウ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- エ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- オ 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等
(年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除く。)

1 小規模法人の適用の有無

平均総収入額 (年間300万円未満) ((⑥×12) ÷ ⑦ < 300万円)	小規模法人の適用
	はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
総収入額	円	円	円	円	円

合計総収入額 (※⑥)	円	①から⑤までの合計月数 (※⑦)	月
-------------	---	------------------	---

年総収入額 (⑥ × 12 ÷ ⑦ < 300万円)	円
------------------------------	---

2 インターネットの利用による公表 (1の小規模法人を除く)

次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。(公表しているページの写しを添付してください)		同意	
		<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
1	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
2	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
3	次の事項を記載した書類 (1) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (2) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		
4	(1) 事業報告書等 (事業報告書、計算書類 (活動計算書及び貸借対照表)、財産目録) (2) 定款等 (定款並びにその認証及び登記に関する書類)		

欠 格 事 由 チェ ッ ク 表

法人名	特定非営利活動法人 きづき	チェック欄
指定又は指定の更新にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の更新を受けることができません。		○

- 1 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
 - (1) 指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。第 6 号において同じ。）
- 2 条例第 20 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの
- 3 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反しているもの
- 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの
- 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しないもの
- 6 次のいずれかに該当するもの
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

1.	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
(1)	指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの	有・ <input type="checkbox"/> 無
(2)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有・ <input type="checkbox"/> 無
(3)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有・ <input type="checkbox"/> 無
(4)	暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。第 6 号において同じ。）	有・ <input type="checkbox"/> 無

欠格事由チェック表 (次葉)

2	指定を取り消されその取消しの効力を生じた日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ

上記欠格事由1から6のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和元年 7月 26日

所在地 神奈川県座間市緑ヶ丘五丁目6番28号

法人の名称 特定非営利活動法人きづき

代表者の氏名 岩田 文子

寄附金充当予定事業一覧

法人の名称	特定非営利活動法人 きづき
-------	---------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
多機能型事業所 「HOPE きづき」 「WORK きづき」	<ul style="list-style-type: none"> ・カフェ店内作業 弁当、各種 食事、菓子、 飲み物等 ・パソコン作業 テープ起こし、 名簿作成、 名刺作成等 ・エコボール作業 硬式野球ボウルの 修繕 ・その他軽作業 	2019 .4 ～ 2023 .3	座間 市内	10人/年	定員 20名/日	2,610,000 円

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行口座名	
横浜銀行 座間支店	